

申出法人の公益要件に関する適合について

◎指定基準3：地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること

要件	確認した書類等 (法人によって異なる)	特定非営利活動法人アイ・アム
		法人による説明内容(要約)
ア 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人である		
※ 次の(ア)から(オ)の項目を総合的に判断		
(ア) 法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の施策に合致しているものであること	<ul style="list-style-type: none"> ■過去の事業報告書等 ■補助金交付決定通知書・確定通知書 ■指定障害福祉サービス事業者指定書 	指定障害福祉サービス事業「生活介護事業所いそご青い鳥」の運営を行っている。この事業は、横浜市から指定、助成を受けて実施している。法人全事業の収益の約89%を占めており、横浜市の障害者総合支援法に則った指定障害福祉サービス事業施策の方向性や推進に合致していると考ええる。
(イ) 事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること	<ul style="list-style-type: none"> ■過去の事業報告書等 ■法人提出の事業計画、収支予算、人員体制 ■総会・理事会の議事録 ■帳簿類 	生活介護事業は、国の事業である障害者総合支援法に則った「指定障害福祉サービス事業」の一つであることから、今後も社会に不可欠な継続的な事業として必要とされていると考える。また、財政面では、行政からの介護報酬や助成金による収入で安定した運営を行っている。
(ウ) 受益の機会が一般に開かれていること	<ul style="list-style-type: none"> ■パンフレット、広報誌 	指定障害福祉サービス事業生活介護は、対象年齢の利用者かつ、利用可能な居住範囲であれば障害の種を問わず活用できる事業として運営をしている。
(エ) 自主的・自発的に独立して行われていること	<ul style="list-style-type: none"> ■公園愛護会活動報告書 	生活介護事業の他に、横浜市磯子区役所(磯子土木事務所)の公園愛護会制度に則り森みはらし公園愛護会として公園の清掃管理を請け負っているが、清掃管理実施時、公園清掃のみならず地域の遊歩道やバス停周辺の清掃活動を自主的に行ない今後も定期的実施していく。
(オ) その他、市民の利益に資すること	<ul style="list-style-type: none"> ■パンフレット、広報誌 	生活介護事業の他に、保健福祉関係機関(区役所、区社会福祉協議会)との連携を図り、次世代の支援者の育成・地域住民に対する障害者理解促進の一環として、地域住民、小学校、中学校、高校生を対象に職場体験、ボランティア体験、また障害者福祉教育の促進を目的に近隣の小・中・高校生を対象に障害特性理解やユニバーサルデザイン、バリアフリー講演を実施し、磯子区内全体での保健福祉活動の向上に取り組んでいる。
イ 当該法人以外のものから支持されている実績がある		
(ア) 行政等から支持を受けている実績	<ul style="list-style-type: none"> ■補助金交付決定通知書・確定通知書 ■帳簿類 	<p>健康福祉局による助成 補助内容：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う事業を実施するために必要となる借地・借家費に関する補助 補助元：横浜市(健康福祉局障害支援課) 補助期間：平成27年4月1日～令和2年3月31日(単年度毎)</p> <p>横浜市からの助成(法定事業借地・借家費補助金)を受け、障害者等が地域において主体的に暮らせるようなサービスを提供し、地域社会の福祉の発展に寄与することを目的とする。</p>
(イ) 地域の住民、企業等から支持を受けている実績	<ul style="list-style-type: none"> ■助成金審査結果通知書 ■帳簿類 	<p>磯子区社会福祉協議会による助成 助成内容：障害児者支援区分に係る活動に関する助成 助成元：横浜市磯子区社会福祉協議会 助成期間：平成30年4月1日～令和2年3月31日(単年度毎)</p> <p>横浜市磯子区社会福祉協議会からのよこはまふれあい助成金を受け、利用者の地域社会参加または自立促進プログラムの提供を行った。</p>